長与町農業委員会会議録

平成２８年８月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２８年８月農業委員会総会

１．日時　　平成２８年８月２４日（水）　　９時３０分から１１時００分

２．場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．出席委員（１４名）

議長	１番　田中　稔		
議長職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志	９番　山本　純博
	１０番　水谷　勉	１１番　柿本　正博	１２番　柿本　香代
	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代	１５番　松尾　義徳

４．欠席委員（２名）

６番　河内　秀治　　１６番　柿本　尚文

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　１２番　柿本　香代　　１３番　上杉　司

第２　　第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	森　省二
課長補佐	村田　佳美
農政農地係主任	岩瀬　博暢

事務局　　それでは平成２８年８月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、「１４人」の出席であることを報告致します。本日の欠席者は、６番、河内秀治委員、１６番、柿本尚文委員のお二人です。では、議長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　　みなさん、おはようございます。

それでは、平成２８年８月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。１２番、柿本香代委員、１３番、上杉司委員を指名致します。日程第２、本日は、第１号議案農地法第５条の規定による許可申請について１件。第２号議案農用地利用集積計画が３件。また、報告事項では、農地法第５条の届出が１件となっております。では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案農地法第５条の規定による許可申請について、説明をお願いします。

事務局　　それでは第１号議案農地法第５条の規定による許可申請について議案書の１ページをお開き下さい。整理番号５申請地は３筆です。長与町平木場郷（地番）、田、５０５㎡、（地番）、田、９６㎡、（地番）、田、１２８㎡で合計面積７２９㎡です。農地区分は、農用地区域外の３筆です。申請者は、譲渡人が、長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん、譲受人が、長崎市女の都（地番）、（会社名）代表取締役（氏名）さんです。申請目的は、駐車場、資材置場で、売買による所有権移転です。施設概要は、駐車場、乗用車６台分の２２９㎡、資材置場、電柱１５ｔのスペースとして１１２㎡、通路部分として２９８㎡。そして、擁壁、法面部分として９０㎡となっております。譲受人は、電気工事業を営んでおり、受注増加のために、車両と資材を増やす必要が生じ、その置場を新たに確保するために、申請地を購入するものです。申請地から事務所までは５０ｍほどであるため、有効な土地利用がなされるものと判断します。申請地の整地にあたっては、盛土最高４ｍを行い、土留め工事とコンクリート擁壁を設置し盛土部分の崩壊により隣接地への土砂の流出がないよう対応。また、雨水については、隣接する河川に自然流下。汚水、生活排水はありません。都市計画区域外、一般区域になります。なお、立地基準は２種農地、一般基準については書類と現地での確認上、問題はございません。

２ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。役場から行きますと県道長崎多良見線の〇〇交差点を右折し、（店舗名）がありますが、そこを左折し町道へ入りまして、（施設名）を通り、〇〇バス停付近、近くの（施設名）から、図面のとおり町道から右下側に約８０ｍ行った付近の３筆になります。以上、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

２番、辻委員。

２　番　　２番の辻です。

８月１７日、現地立会いをしております。現地は３０数年間耕作をされておりません。一部には盛土をされていまして、盛土をした後に直径２０ｃｍ位の木が生えているような状況です。（譲渡人）さんにおかれましては、平木場地区の専業農家で、若い時に体調を崩されて、３０年あまり耕作をされておりません。このあたり一帯は（譲渡人）さんの畑が多かったわけですが、一部は切り売りをし、一部は整備工場や駐車場とかに貸しておられます。みかん畑とか他に山林の近くにあるのはすべてＢ分類です。それから畑の真ん中にあるのはＡ分類の荒れた状況です。先程図面の説明をされましたけど、（施設名）の近くに（譲渡人）の自宅がありますが、そのまわりに野菜畑がありました。世帯は別ですけど、次男の方が家の周りの畑に野菜を植えて管理をしています。後はＡ分類、Ｂ分類です。計算してみると荒れた畑が２町３反以上ありました。そういう状況です。売主は体調不良で、農業をされている方の生活もありますので、こういう風になったかと思います。よろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに異議を終了いたします。この農地法第５条の許可申請を進達することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しということですので、県に進達することに決定いたします。続いて第２号議案農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案農用地利用集積計画に入りますが、１ページから４ページの例月、規定、集計表等については省略させていただきます。では、議案書の５ページをお開き下さい。所有権の移転を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。所有権を移転する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。所有権を設定する土地は１筆です。長与町本川内郷（地番）、畑、６４９㎡で、所有権の登記は有りです。利用目的はみかん栽培です。所有権の移転時期は平成２８年９月１日。対価としては、１筆で〇〇万円の現金払いです。対価の支払い期限と引渡しの時期は、所有権の移転時期の平成２８年９月１日と同日扱いとなります。次に、利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の

設定等に係る当事者間の法律関係は、売買となります。この１件目は、説明のとおり、通常の貸借に伴う利用権設定ではなく、所有権の移転でして、町長部局、所管の産業振興課で両申請者に替わって嘱託登記を行うための申請になります。

土地の所在ですが、８ページをお開き下さい。県道長崎多良見線の○○トンネル手前から町道を○○公園方向へ登り、○○公園入口三叉路から約７００ｍ登った道路の左側が（地番）になります。以上で説明を終わります。

議　長　　同じく、地区担当委員さんからはありませんか。

１１番、柿本委員。

１１番　　８月１２日、農業委員会の事務局の方と譲渡人、譲受の立会のもと現地を調査しました。現在、みかんの木がありまして、譲渡した後もそのまま経営できる状態です。譲受人の（氏名）さんは、農業と自営業をされています。息子さんが、自営業の後を継がれたため、本格的に農業をしたいということです。現地はそのまま、みかん経営が出来る状況ですので、適当ではないかと判断しました。

議　長　　ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。２件目について、説明をお願いします。

事務局　　続いて９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）、利用権の設定をする者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）、利用権を設定する土地は３筆です。長与町本川内郷（地番）、田、１，５１１㎡、（地番）、田、６９１㎡、（地番）、田、１，１４７㎡の３筆です。利用権の種類は３筆とも賃

貸借権で具体的な作物は野菜です。平成２８年９月１日から平成３３年８月３１日の５年間、年間の借り賃は３筆〇〇円で新規になります。
設定場所を申し上げます。１１ページをお開き下さい。図面の通りになりますが本川内郷〇〇グラウンド側上の３筆になります。以上で説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからありませんか
１１番、柿本委員。

１１番　　現地は（借受人）さんの家のすぐ横で、その土地の下の方はすべて（借受人）さんが作られている田んぼです。一画になるので適当と思います。しかも（借受人）さんは本人と子供二人が農業をしています。労力的にも適当じゃないかと思います。

議　長　　ありがとうございます。
今説明がありましたけど、事務局に私もお願いをしておきます。案件の文の中で、３筆で年間〇〇円でしたけど、１筆が〇〇円かと勘違いします。まとめて３筆で〇〇円ですということをちゃんとわかるようにしておいて下さい。支払いの方法に毎年１月末自宅納入と書いてあります。分かりやすく簡素化してください。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。
説明の通り、許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。
３件目について、説明をおねがいします。

事務局　　続いて１２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番)。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番)、田、１，８０４㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は野菜です。平成２８年９月１日から３３年８月３１日までの５年間、年間の借賃は、〇〇円です。継続になります。

設定場所を申し上げます。１４ページをお開き下さい。（施設名）の東側の三根側の駐車場、（施設名）を右側に下ったところに、（施設名）がありますが、図面のとおり〇〇橋を渡った場所付近になります。以上で説明を終わります。

議　長　　同じく、地区担当委員さんからはありませんか。

８番、柳原委員。

８　番　　柳原です。

現在水稲を作っているが、今後野菜を作るのですか。

事務局　　今から借りて野菜を作るということです。

８　番　　現在、水稲を作られているので収穫をしてから野菜を作るということですね。（借主）さんは、野菜を中心とした農業経営をされています。その前に５年間水稲を作られて、これから野菜を作るとなると、水はけが悪いので現状で野菜が出来るのかどうか判断をしかねるのですが、本人がちゃんと管理をしていただければ問題ないと思います。

議　長　　柳原委員さん、今年の水田が終わって、野菜を作る状況になった時は気をつけておいてください。まわりの農家の方にいろいろな問題が生じてはいけませんので農業委員として見ておいてください。

議　長　　ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。これから、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　　別紙の、平成２８年８月農業委員会総会報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん。福岡市博多区博多駅前（地番)、不動産業者です。譲受人は、(氏名）さん、長崎市大手（地番)、公務員です。２.土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台（街区番号)、４０㎡と（街区番号)、１３０㎡、併用地の（街区番号)、２㎡、(街区番号)、２㎡、(街区番号)、１０㎡を併せて１８４㎡です。３.転用計画は、宅地造成。４.申請日は平成２８年７月２１日。５.専決処分の日は平成２８年７月２７日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年８月２４日長与町農業委員会事務局長森省二。

２ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。各街区の位置につきましては、ヴューテラス長与北陽台の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。３ページから５ページの例月件数と６ページの行事報告につきましてはご確認いただければと思います。以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２８年８月行事報告が行われた】

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会８月総会を閉会します。